

---

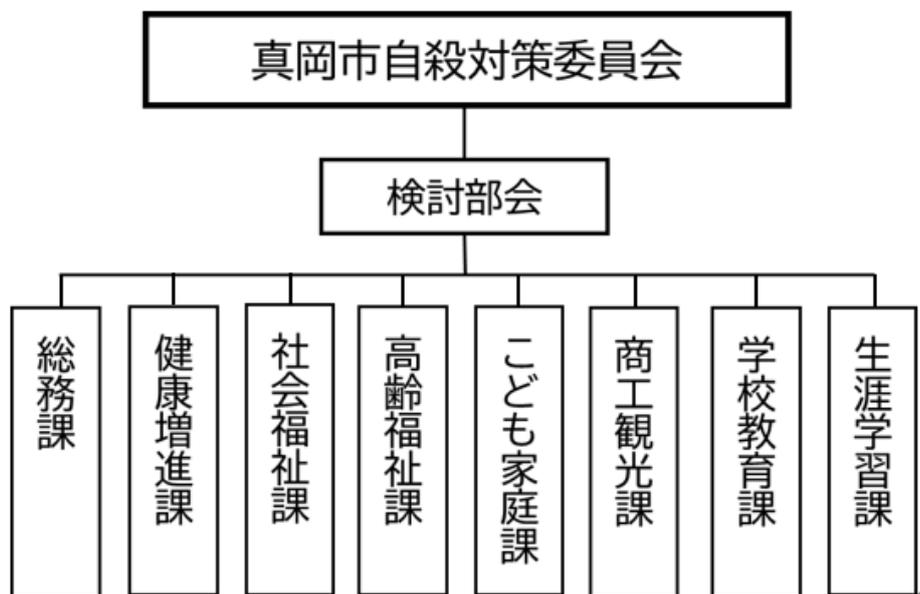
## 第4章 自殺対策の推進体制等

---

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 真岡市自殺対策委員会

副市長を委員長とし、市の関係部課長で組織する「真岡市自殺対策委員会」と、下部組織である検討部会において、本計画の進捗状況や効果等を検証しながら自殺対策を推進します。



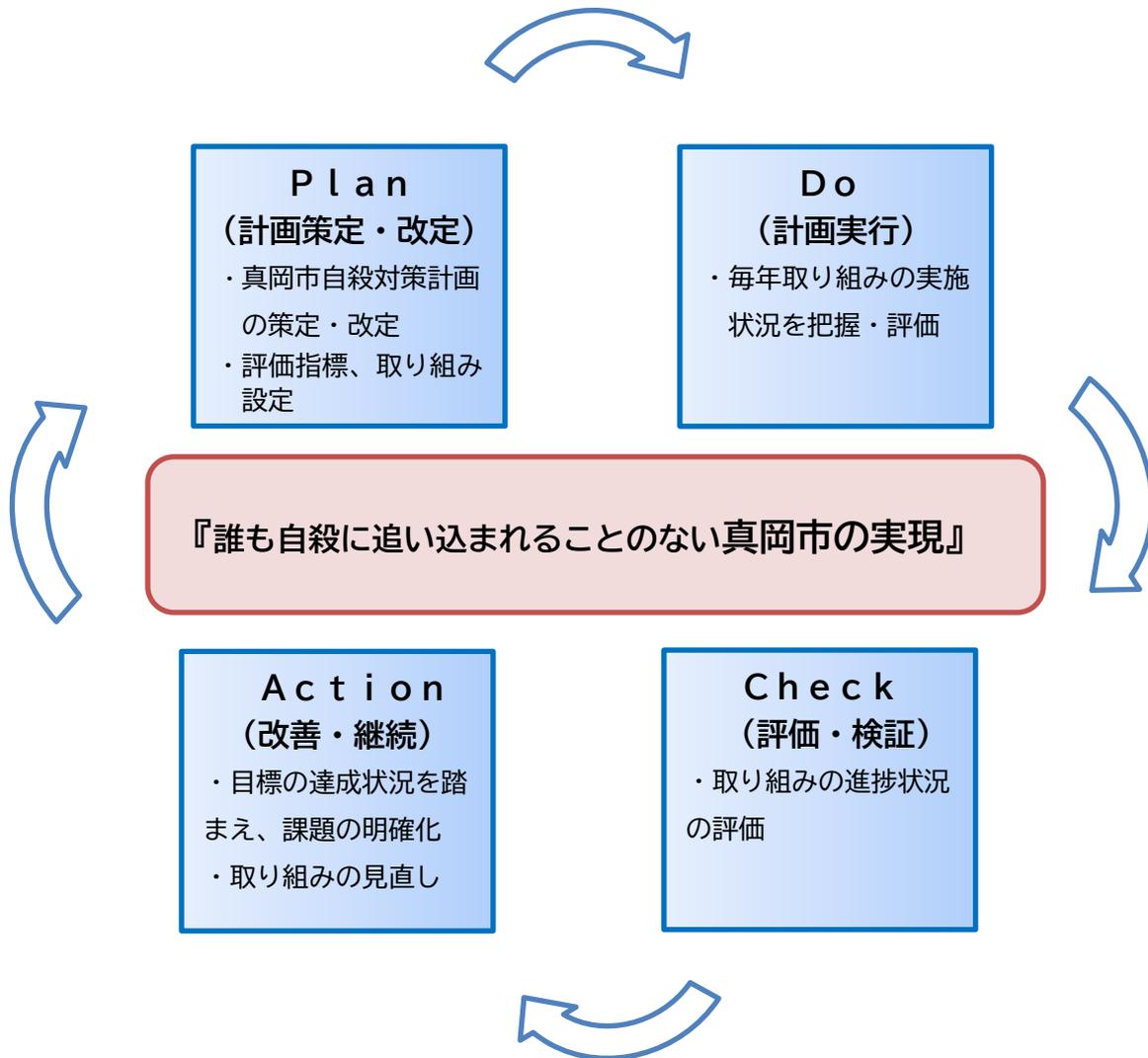
#### (2) 真岡市健康 21 プラン推進協議会

心の健康の観点から、学識経験者、地域、保健、医療、労働などの関係者で組織される「真岡市健康 21 プラン推進協議会」において、本計画に関する情報を共有し、自殺対策を推進します。

## 2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより、計画 (Plan) を立て、それを実行 (Do) し、結果を評価 (Check) します。

さらに、計画の見直し (Action) を行うという一連の流れを活用し、必要に応じて取組等を改善することにより、自殺対策を推進します。



## 3. 計画の見直し

本計画は、令和7(2025)年から令和10(2028)年までの4か年計画であり、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、国の大綱及び県計画の見直しのほか、本計画に基づく施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。